

# 弁理士代理の知財紛争解決

- センター調停の普及を目指して -

日本弁理士会 ADR 推進機構委員長

松 永 宣 行



## 1. 仲裁センターの現況

日本知的財産仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)は、平成10年に開設以来、46件(平成15年10月末日現在)の申立を受理した。決して活況を呈しているという受理件数ではないが、年々その数を増していることは確かである。

仲裁センターは、その運営の財をなお全面的に両母体(日本弁理士会及び日本弁護士連合会)に依存しており、一日も早い経済的自立を目指して、運営の改善向上に努めている。

その一策に、近く発足予定のセンター判定がある。このセンター判定は、企業、知財団体等ユーザの声を反映して設けられるもので、これまでの調停、仲裁、仲裁鑑定等に加わる新たなサービスとして、また証拠調べと仲裁センターの手に固有の完全秘密保持の点に特徴を有する新判定として、広く利用されるものと期待されている。

発足前ながらその概要を紹介するに、センター判定には、単独判定及び双方判定の2種類があり、申立人は申立に際して何れかを選択することができる。当事者の一方のみが手続に加わる単独判定は、申立人が提出した主張及び証拠資料に基づいて行う。これに対して、当事者の双方が手続に加わる双方判定は、申立人及び申立人指定の相手方がそれぞれ提出した主張及び証拠資料に基づき行う。申立人は、単独判定においては、特定の物若しくは方法が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属するか否か、

特定の意匠が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属するか否か、又は特定の標章が商標権又は防護標章登録に基づく権利の効力の範囲に属するか否かについて判定を求めることができ、双方判定においては、上記のほか、特定の特許発明、

登録実用新案、登録意匠又は登録商標(登録防護標章を含む)の特許又は登録に無効事由があるか否かについても判定を申し立てることができる。

## 2. 当委員会の活動状況

当委員会は、弁理士代理のセンター調停(又は仲裁)の普及を目指し、多方面から仲裁センターを支援する活動を行っている。特に、今年度は、弁理士を知財紛争解決の主導者にすべく、弁理士代理のセンター調停を普及させるために必要な情報の提供と収集に力を入れ、全国的に、具体的には日本弁理士会の各支部、部会等において調停・仲裁に関する説明会、意見交換会等を開催する。第1回の意見交換会は、平成15年11月21日、金沢市で開催の日本弁理士会北陸部会の会合において行う。その後の予定として、年内に東京(2会場)で、年度末までに福岡、山口、大阪及び名古屋で開催したいと考えている。

## 3. 弁理士への期待

(1) 仲裁センターは設立以来なお経済的に自立できていない。お客さんがいないことには収入の途がなく、自立のしようがないのである。世のニーズがないとして、両母体が仲裁センターへの資金提供を止めれば、途端につぶれることになる。目下のところそのような話は聞いていないが、将来ともあり得ない話、とは言い切れない。設立の目的が果たされないまま、そのようなことになってはならない。

責任は弁理士にある、といって過言でない。誰の目にも、仲裁センターの最大潜在顧客が弁理士であることは明らかなことである。そうであっても、弁理士が仲裁センターに来ようとしなければ、

紛争当事者が来る筈はない。弁理士の逃げ口上は、いつも、「紛争解決には不慣れ」である。不慣れ以前の問題として、当事者、弁護士任せの風潮がなお消えていないというべきである。思い起こすべきは、かつて日本弁理士会が行ったアンケート結果によれば、顧客は弁理士の出願から紛争解決までの一貫関与を望んでいるということである。したがって、紛争解決に不慣れではすまされない。そのようなことでは、仲裁センターより先に弁理士がつぶれることになる。

(2) わが国の制度において、一部の民事紛争の解決への弁理士の関与が期待されている。平成13年1月6日施行の改正弁理士法4条2項2号によれば、弁理士は、特許、商標等に関する(和解を含む)仲裁の手続を代理することができ、同規定により経済産業大臣が指定する仲裁機関は、現在、日本知的財産仲裁センター及び(社)日本商事仲裁協会である。したがって、日本弁理士会を母体の一とする仲裁センターは、弁理士にとって活用活動すべき最も身近な紛争解決の場である。

多数の鑑定事件を扱う弁理士は、紛争防止のみならず、紛争解決の最前線にいる。センター調停は、いわば、鑑定と訴訟との間にあり、弁理士は紛争の予防及び解決のために主導的に乗り出すことができ、またそうあることが望まれている。

すなわち、仲裁センターは、すべての弁理士が代理人として主導的に知財紛争を解決できる唯一の場であるということである。

センター調停の手続は簡単である(パテント、2003、Vol. 8、39~44頁、内藤義三著「日本知的財産仲裁センターの調停は”とっても”簡単です！」参照)。調停・仲裁手続規則は補則を含めて全50条であるにすぎない。その上、事務局や仲裁センター運営委員会は、弁護士であろうと弁理士であろうと、不慣れな代理人のために万全の相談支援体制を敷いている。いうまでもなく、調停人は、公正中立であり、知財の専門家であり、弁理士と共通の技術・法律上の基盤に立っている。また、事件管理者は、調停の申立があったとき、相手方の応諾を促し、その後は調停による解決が迅速に図られるよう進捗管理に当たっている。このような体制は、わが国に類例を見ないものである。

以上のとおり、完全でないといえども社会的制度として整えられ、また自ら設立した機関である仲裁センターが公認され、存在している今日、仲裁センターにおいて弁理士が紛争解決の主導的役割を果たすことは、社会の要請と期待に応えるためにも、喫緊の課題である。

以上